

「吉井藩政取調並藩主以下免官願書」の翻刻と解題

篠崎 佑太

はじめに

本稿は、宮内庁宮内公文書館蔵「吉井藩政取調並藩主以下免官願書」（識別番号七一五四三、以下「願書」と略す）について、史料の全文を翻刻し、解題として吉井藩が廃藩に至る過程の一端を考察するものである。

明治新政府による廃藩置県への政治過程は、すでに精緻な研究が積み上げられている⁽¹⁾。なかでも、明治三年（一八七〇）九月に公布された「藩制」は、府藩県三治一致体制下における藩の画一化を図るものであり、藩体制を窮地に追い込み、大藩による「廃藩論」の提起を促したものと、して理解されている。一方、近年は明治初年の藩政改革を取り上げ、一連の藩政改革が必ずしも「廃藩論」へ収斂されたわけではなかったことも明らかにされつつある⁽²⁾。今後は、政治状況の変化を踏まえながら、特に中・小藩がいかに廃藩していったのか、史料に基づきながら明らかにしていく必要があるだろう。

本稿で史料を紹介する吉井藩が廃藩へ向かう過程については、既に戦前期から研究があり⁽³⁾、「藩制」公布以前の明治二年十二月に河内国狭山藩とともに、全国で最も早く廃藩した事例として知られている⁽⁴⁾。吉井藩領一万石のう

ち上野国分は岩鼻県へ、上総国分は宮谷県へそれぞれ引き渡されている。廃藩に至った背景としては、主因として藩財政の困難が指摘されているが⁽⁵⁾、その他にも軍事機能の低さから藩内の不穏な状況に対処できなかったこと、家祖信平が公家の出自であったため朝廷に好意を抱いていたことなども一因として指摘されている⁽⁶⁾。

吉井藩主家である吉井家について触れておく。吉井家の家祖である信平は、寛永十三年（一六三六）に関白鷹司信房の四男として生まれた。姉の本理院は、三代將軍家光の正室であった。その縁もあり、信平は、慶安三年（一六五〇）に江戸へ出て家光に御目見し、廩米千俵・二百人扶持を賜い、旗本として召し抱えられている。承応二年（一六五三）、紀伊藩主徳川頼宣の娘と結婚し、翌三年には松平の称号を貰い、廩米五千俵となる。さらに、延宝二年（一六七四）には、廩米を改めて上野国と上総国の内に七千石の知行を与えられる⁽⁷⁾。

信平の孫である信清の代になると、宝永六年（一七〇九）に三千石が増され合計一万石を領することとなり、上野国矢田に陣屋を構えた。また、信清の二代後の信有は、紀伊藩主徳川宗直の四男であるなど、信平以来、紀伊

徳川家との縁故が深い。そのため、『武鑑』などでは紀伊徳川家の分家として記載されている⁽⁸⁾。幕末に至り、元治元年（一八六四）には当時の藩主である信発が陣屋を矢田から吉井へ移し、明治維新を迎えている。そのため、府藩県三治一致体制下では、吉井藩として呼称されている。最後の藩主となった信謹は、米沢藩上杉家からの養子であり、慶応四年（一八六八）二月に姓を松平から陣屋のある地名である吉井へと改めている⁽⁹⁾。

こうした吉井藩吉井家の状況を踏まえながら、「願書」をもとに吉井藩が廃藩に至る過程を追っていこう。なお、紹介する史料の全文翻刻は、構成の都合上、本稿の後半にまとめて掲載している。

一 史料の構成と来歴

本章では、「願書」に所収されている史料の構成と来歴を追っていきたい。「願書」には九点の史料が綴じられており、その内訳は【別表】の通りである。各史料の表題は、目次という形で史料冒頭に掲載されている。年代は、判然としないが、明治期に宮内省によって比定されたものと考えられる。史料のほとんどは、明治二年（一八六九）のものであり、その表題からも廃藩に関連するものであることがうかがえよう。

次に、「願書」の来歴である。現在「願書」は一八四四点ある「三条公行実編輯掛旧蔵本」の一冊として管理されている。「三条公行実編輯掛」とは、明治二十二年四月に宮内省において三条実方・実美親子の事跡編修のために設置された部署である。実美の死後、明治二十四年三月に宮内省図書寮の主管となり、両者にかかわる史料の収集・編修が進められた。編纂物として明治二十四年に実方の事跡をまとめた「忠成公年譜」が浄写され、明治三十三年には『三条実美公年譜』が脱稿されている⁽¹⁰⁾。以上の経緯を踏まえれば、「願書」は三条公行実の編修過程において宮内省が取得した文書であると考

【別表】「吉井藩政取調並藩主以下免官願書」所収史料一覧

No.	史料名	年月日	史料番号
1	吉井藩職制	明治2年正月	【史料1】
2	士卒人員並従前禄扶持取調	明治2年10月	【史料2】
3	従来支配地惣高並現米諸税五ヶ年平均取調		【史料3】
4	吉井信発一万二千俵頂戴之書付	明治2年	【史料4】
5	吉井従四位信謹藩知事御免願書	明治2年11月カ	【史料5】
6	吉井藩大参事須田修介以下三名御役御免願	明治2年11月カ	【史料6】
7	信謹藩知事御免願別紙	明治2年11月カ	【史料7】
8	吉井藩信謹免官願二付宗家鷹司家添願書写	明治2年11月カ	【史料8】
9	吉井藩信謹免官願提出二付吉井信発ヨリ三条公へノ私信	明治2年11月カ	【史料9】

えられる。

それでは、具体的に「願書」の作成・取得の経過を検討していきたい。まず、手掛かりとなるのは、【史料1】中に含まれる（封入史料1）である。これは、「願書」が送られてきた際の送付状であり、宛先や年欠ではあるものの、十一月二十四日には【史料1】から【史料8】の八点の史料が一括して送付されたことがわかる。

次に、これらが送付された宛先や年代を検討してみたい。手掛かりとなるのは【史料9】である。これは、前吉井藩主の吉井信発から三条実美へ宛てた十一月二十四日付の私信であり、年欠ではあるものの明治二年と比定されている。具体的な内容は次章で検討するが、これは（封入史料1）の送付状と同日であり、送付状と共に私信を添えたと考えられよ

う。そうであるならば、吉井藩が「願書」を提出した先は、三条であったと考えられる。

この点については、吉井家の「家記」に引用された明治三年三月七日付弁官宛吉井信謹書状に「先頃辞表奉上之砌、職班表相添微細調査等覽観ニ備、当時其情実は口述ニ而申上置候⁽¹¹⁾」とあることから裏付けられる。史料中にある「職班表」とは、【史料1】中の（封入史料2）を指すものと考えられる。

すなわち、「願書」は吉井信謹が吉井藩知事の辞表を提出するに際して作成された資料である。具体的には、右大臣であった三条実美へ提出され、三条の手許へ残された。正式な願書は別途太政官へ提出されたと考えられる。その後、「願書」は恐らく三条家で管理されていたが、三条公行実編輯掛が設置された後、同掛が蒐集した。三条公行実の編修が終了した後は、宮内省図書寮へ移管され、昭和二年七月に整理を経て目録に記載されたのである。そして、平成二十二年に宮内公文書館が設置された後、平成二十三年に宮内省が取得した文書として、同館へ移され、現在は特定歴史公文書等として保管されている。

二 吉井藩の廃藩

本章では、「願書」に所収される史料を紹介しながら、吉井藩が廃藩へと至る過程を検討していきたい。

明治元年（一八六八）十月二十八日、新政府は「藩治職制」を達し、諸藩に対して執政・参政・公議人を置く職制の統一、人材登用の推進、藩政と藩主家政の分離、公議制度の具体化を命じている。⁽¹²⁾【史料1】は、これを受け

て吉井藩が実施した職制改革の内容を示したものである。吉井藩は、為政職・執法職・軍政職の三職を設け、秩禄に応じて春夏秋冬の四班に分けた。為政職のトップは執政であり、副執政、参政と続く。新政府の意図を汲んで職制が改められている。⁽¹³⁾【史料1】の（封入史料2）「職班表」をみれば、「明治二年春正月改」とある。「藩治職制」を受けた藩政改革について、一例を挙げれば、高知藩は明治二年三月、鳥取藩は同年五月に実施しており、これらと比べると吉井藩は比較的早く改革が実施されたことがうかがえる。

しかし、新政府はその後改革の手綱を緩めることなく、明治二年六月十七日に断行された版籍奉還により藩主を知藩事と改め、郡県制への制度的移行を決定した。さらに同月二十五日には、行政官が諸務変革十一箇条を達し、諸藩の職制、兵制や家禄などを把握し、改革を指示して府藩県三治一致を徹底しようとした。⁽¹⁴⁾これに対して、吉井藩は領地に飛び地が多いことを理由に「御届書面差出候事暫時御猶予被成下候様仕度」と、その提出の延期を求めている。⁽¹⁵⁾【史料2】は、そうしたなかで取り調べられた吉井藩の官員と定禄・職秩の一覧である。「職班表」に基づいて官員が配置されていることがわかる。興味深い点は、二名が岩鼻県から職秩を得ており、いわば吉井藩との両属のような状況にあることである。この背景を検討する材料は持ち得ていないが、岩鼻県のような直轄県には近隣藩政に対する指針を示す役割があったことが指摘されており、⁽¹⁶⁾そのため的人事交流という面も考えられよう。また、明治二年十一月の段階では【史料3】のような惣高と五ヶ年平均高を取り調べて提出している。ここから、吉井藩は明治元年の「藩治職制」を受けた藩政改革は実施できたものの、翌年の版籍奉還あるいは諸務変革十一箇条による改革には対応できていない状況であった、といえるだろう。

こうした状況もあり、吉井藩は廃藩へと向かう。廃藩に際して提出された願書が【史料5】から【史料8】である。従来、吉井藩廃藩の背景には財政難が指摘されているが、【史料7】をみれば岩鼻県への引き渡しに際して、直轄県兵の増兵についても言及されている。

まず、注目したい点は【史料8】である。【史料5】から【史料7】は新政府によって「公文録」へ浄写されているが、¹⁷同史料については写されていない。その内容は、「宗室」である鷹司輔熙による願書への添書であり、廃藩に際して、吉井信謹は鷹司から事情を聞き糺されていることがわかる。¹⁸また、吉井家が鷹司家の「末家」と位置付けられている。既述のように、近世において吉井家は紀伊徳川家の分家として位置づけられていたが、王政復古を経て鷹司家の「末家」として位置づけ直されている点は、留意されよう。

次に注目したい点は、願書提出の日付である。【史料5】から【史料8】の日付は、全て十一月付となっている。一方、「公文録」に写されている正式に太政官弁官へ提出された願書は、十二月二十四日付となっており、願書提出から受理までの間に一か月の空白期間があることがわかる。

この空白期間の理由を検討する手掛かりとなるのが、【史料9】である。これをみると「岩倉公え拝顔万々御内談申上候処、此度差出候願書並二諸書付類、極内ニ以前内見致し度」などとある。吉井藩知事であった吉井信謹は、大納言であった岩倉具視と右大臣三条実美へ廃藩について内談し、同伴に関わる書類を事前に見せ、下交渉をしていたことがうかがえる。

明治四年七月の「廃藩置県の詔」以前に実施された廃藩は、全て藩からの願い出によるものである。その一つ一つにこのような下交渉が実施されていたかどうかは、なお留意しなければならない。しかし、少なくとも廃藩の初

発である吉井藩においては、鷹司家の末家という位置付けがあったにせよ、三条や岩倉といった政府中枢へ下交渉を実施し、そのうえで廃藩を願い出たことは、注目すべき点であろう。

下交渉済の願書を受けた新政府は、十二月二十六日に吉井信謹の藩知事辞表を受理し、士卒は地方官貫属を命じている。¹⁹吉井藩貫属であった士卒は、隣県の岩鼻県や東京府、京都府へそれぞれ貫属替えを命じられ、大参事の須田修介、権大参事の増尾新兵衛と臼井束は翌年正月十七日にそれぞれ免官となっている。²⁰吉井藩が備え置いていた文武書物や器械類は明治三年五月二十日に吉井信謹の家令となった須田修介から、岩鼻県へ引き渡されている。²¹

新政府への根回しをしながら、円滑に実施されたようにみえる吉井藩の廃藩も、不備はあったようである。明治四年三月に入り、吉井信謹の家令で東京府貫属となっていた須田修介（寛済）から東京府へ嘆願が出されている。

私儀、元来旧吉井藩参政相勤候処、藩政一新以降家老相勤、終二執政職被申付、其後恐多も吉井藩大参事 奏任奉蒙 宣下候段難有仕合奉

恐入候儀二而、日夜戦競乍不行届も励精尽力仕藩制改革筋は勿論、藩務

万端取調筋頭取二而取扱申候処、^(明治二年)去^レ己^レ巳^レ十二月旧主人如願藩知事被為

免、廃藩被 仰出、随而私義も如願 免職被 仰出候、然処、元家来地

方官貫属被 仰付候二付、藩籍身分格禄等取調筋、元家来参政之内取扱

被申付、私儀如旧頭取仕候処、廃藩之際、人情洵々繁務之折柄とハ乍申

右調筋度々数件調違粗漏之儀申上候段奉対 官庁如何共何共奉恐入候、

元主人儀は弱年病煩罷在候二付、私え為相任取調候儀二御坐候間、前頭

不調法筋私一人え帰着仕候次第奉存候、依之 御嚴重御処置之儀は何

卒私え被 仰付被下置候様、伏而恐懼奉歎願候、以上²²

これによれば、廃藩の書類作成や事務手続は、当時大参事であった須田を中心に進められていた。しかしながら、業務は多忙を極めたようで、元家来の地方官貫属に関する取調書に数件不備があった。明治四年になって、須田はその責任を取ろうというのである。東京府は、翌月に十五日の謹慎を須田へ命じている⁽²³⁾。府藩県の統廃合にともなう「残御用」については、十ヶ月に及ぶ事例もある⁽²⁴⁾。廃藩の手続きのみならず、その事後処理についても、統廃合後の府県政の検討と併せて、またはアーカイブズ学的視点からも、なお検討する必要があるだろう。

おわりに

本稿では、宮内公文書館蔵「吉井藩政取調並藩主以下免官願書」の概要と来歴を検討し、解題にかえて、吉井藩が廃藩に至る過程を「願書」に則して紹介した。

ここでは、吉井家が鷹司家の「末家」であることから、藩知事吉井信謹が鷹司輔熙からその事情を聞き糺され、結果として廃藩の願書への添書を獲得していたこと、あるいは、前藩主吉井信発から三条実美へ私信が送られ、廃藩に際して岩倉具視や三条実美へ関係文書を内々に見せ、その提出前に内談し、下交渉をしていたこと、が明らかとなった。近世の幕藩関係においても、願書の提出に際して、こうした下交渉や根回しが行われていたことはよく知られている⁽²⁵⁾が、明治初年の廃藩に際しても、同様の政治交渉が新政府と各藩間で行われていたことは、興味深い。

このほかにも、「願書」には維新时期における吉井藩の実状をうかがえる史料が多く所収されている。しかし、紙幅も尽きたので、甚だ拙い解題である

が、本史料が広く利用されることを願ひ、ひとまず筆を擱くこととしたい。

註

- (1) 主なものとして、松尾正人『廃藩置県の研究』（吉川弘文館、二〇〇一年）がある。
- (2) 例えば、前田結城「府藩県三治一致の特質と展開に関する一考察」（『ヒストリア』二五九、二〇一六年）、宮下和幸「明治初年の加賀藩における人材登用」（同『加賀藩の明治維新―新しい藩研究の視座 政治意思決定と「藩公議」―』有志舎、二〇一九年）などがある。なお、本稿における先行研究の理解は、前田氏の整理に拠るところが大きい。
- (3) 早川碩鼠「吉井藩の版籍奉還」（『上毛及上毛人』五〇、一九二二）。
- (4) 『群馬県史 通史編四』近世一（群馬県、一九八九年）八〇六頁。
- (5) 前掲、松尾『廃藩置県の研究』一九一頁。
- (6) 前掲、『群馬県史 通史編四』八〇六頁。
- (7) 「華族系譜二六一吉井家・吉田家」（宮内公文書館蔵、識別番号七九一六一）。
- (8) 例えば、「宝永武鑑」（国立国会図書館蔵、請求記号八〇〇―二〇）にも既に紀伊徳川家の分家として記されている。
- (9) 前掲、「華族系譜二六一吉井家・吉田家」。
- (10) 三条公行実編輯掛については、宮間純一『国葬の成立』（勉誠出版、二〇一五年）を参照した。
- (11) 「庚午年・御達願伺届書謄写」（国立公文書館蔵、「華族家記・吉井信謹、自明治二年一月至同六年九月、二」、家〇〇二二〇一〇〇）。
- (12) 前掲、松尾『廃藩置県の研究』三六頁。
- (13) 前掲、松尾『廃藩置県の研究』二二二頁。
- (14) 前掲、松尾『廃藩置県の研究』八三頁。

- (15) 「藩政改革届方御猶予願」(国立公文書館蔵、「公文録」明治二年・第百十九卷・己巳六月〜十二月・吉井、狭山藩伺、公〇〇一八九一〇〇)。
- (16) 松尾正人「直轄府県制と維新政権」(『歴史学研究』別冊、一九八二年)。
- (17) 「知事辞表并被廢吉井藩信謹へ家禄下賜東京在住被仰付御達」(国立公文書館蔵、「公文録」明治二年・第百十九卷・己巳六月〜十二月・吉井、狭山藩伺、公〇〇一八九一〇〇)。
- (18) この点については、三条実美の妻・治子が鷹司輔熙の九女であったことも一因として考えられる。
- (19) 前掲、「知事辞表并被廢吉井藩信謹へ家禄下賜東京在住被仰付御達」。
- (20) 前掲、「知事辞表并被廢吉井藩信謹へ家禄下賜東京在住被仰付御達」。
- (21) 前掲、「庚午年・御達願伺届書謄写」。
- (22) 「東京府貫属吉井新従四位拝借員家令須田濟より吉井藩廢藩の際の調遣い疎漏之儀に付東京府へ嘆願 三月一七日」(東京都公文書館蔵、「府限願伺留」第八・第二套・第一編〈戸籍課〉、六〇五・C二・〇九)。
- (23) 「明治四年四月二四日 御府案属須田濟儀元吉井藩士族卒取調方不都合の節有り不束の事に付謹慎申付 但し日数一五日」(東京都公文書館蔵、「御沙汰書抜萃 書記課」、六〇五・C五・〇五)。
- (24) 拙稿「廢藩置県にともなう行政文書の引渡し―品川県を事例に―」(『中央史学』三六、二〇一三年)。
- (25) 例えば、藤田覚『泰平のしくみ―江戸の行政と社会―』(岩波書店、二〇一二年)。

(凡例)

・本史料の底本は、宮内庁宮内公文書館蔵「吉井藩政取調並藩主以下免官願書／明治2年写」(識別番号七一五四三)である。

・旧字は新字に、変体仮名はひらがなに改めた。ただし、「而」は可読の便に供するため、そのままとした。

・史料中の欠字は一字あけ、平出と台頭は二字あけとした。

・史料中に振られている読点は、筆者によるものである。また、本文中の(丸かっこ)は筆者による補注である。

・史料中の割注は原則そのままとしたが、読みやすさを考慮して改めた箇所がある。

・朱書の箇所などは、「鍵かっこ」で括り、傍注で(朱書)などと示した。

(外表紙)
「吉井藩政取調並藩主以下免官願書 全」
(内表紙)
「吉井藩職制 全」

【史料1】

(包紙)
「明治二年春正月改

藩治職制 附職班表

吉井藩」

藩治職制

○為政職

執政

掌遵奉 朝政輔乳藩治綜括紀綱設政典施教化凡百之機務無所不綏

副執政

掌輔執政為之副貳

参政

掌參預政事賛判機務凡諸司之長員各隨其器分任以董正職治

少参政

掌副参政以輔其治是為知政之試補

公議人

掌承奉 朝議公論党議以獻替可否

公用人

掌奉承 朝命奏問疑義及奔命周旋之事

公用副事

掌副貳於公用人為之參務

録事

掌記載 朝奏文書及政府典故文案譜録等事

筆吏

掌簡牘書札凡記注之事

〔宋書〕 教学主督

掌督教勸学檢學術成否凡教学之政令為之裁制

伴読兼掌教

掌侍読進講善誘達德兼掌諸生教導

助教兼幹事

掌賛助講読凡諸生之勤怠成否為之奨励督責及幹学館之庶事

〔宋書〕 保民兼會計主務

掌保民及會計之政令凡勸産勤業之事率属教督及存撫疾苦録六養之科以

保息其民兼管度支財用凡量入為出為之裁制

〔頭注、宋書〕 周礼大司徒職云以保息六養万民一曰慈幼二曰養老三曰賑窮四曰恤

貧五曰寛疾六曰安富

保民兼會計副務

掌輔主務為之副貳賛判保民會計之庶務

大勘査兼司金

掌監督度支庶務有時兼副務之任凡財用出納月計歳會為之嚴査及掌貨幣

収開之事

保民參務兼邑宰

掌輔主務凡封内山林川沢田里宅地駅市人口戸籍勸農勸業監租稅督賦役

及社寺駅通道橋水利開墾物産等之事為之総判及掌村市獄訟之事

属掌

掌凡書記運算及山衡運輸等之事分科執之

厨宰兼司穀

掌厨台之政令及廩穀出納俸米分給之事

属掌

掌凡厨内之庶務監膳庖人等之事分科執之

営繕主務

掌営繕築作之事有大土木則特命置參務及幹事巡檢等之分司小役則主務

自監督之

勘査兼徒長

掌運算籌度勘査諸費凡度支庶務及僕從厮役之事皆管轄之

司蔵

掌米穀塩豉薪炭等出納供給凡厨内庶務副厨宰以賛判之

監膳

掌食飲饌羞及外内饗饗之事

庖人

掌調和五味潔正割烹之事

〔宋書〕 内務知事

掌管内廷政令以輔翼道德通議機務凡〔宋書〕 務分掌之各員尽督治之

〔頭注、宋書〕 凡下当加内字

内庫監

掌佐主事以監督内務庶事凡宝器衣冠服飾佩刀之属尽管轄之及兼鹵簿長

近侍

掌随侍出入左右給事有善懲憊之不善匡救之

内 豎

掌佐近侍專任使令

医 師

掌医療藥劑撰次方術之科并別技之精粗以充診医侍医及直医試補等以供

医 事

茶博士

掌茶儀之諸式祠堂之供奠凡堂庭洒掃修飾之事、文具宴器之属皆監督之

及領内外給使

侍 直

掌供宴間使令之事

内給使

掌応召呼而伝令給使事

〔宋書〕
〔八〕後房知事

掌後房之陰令房吏衆員属焉

副 事

掌輔知事以監督房中庶務及衆女之職務

房 監

掌監糾房内之庶事及女職之勤怠嚴督闕限監察出入專正内外之別

房 直

掌直房闌以守闕限譏察出入伝將内外之逆復

司 鑰

掌門戸開闔之事輔房直以伝將使命

〔宋書〕
〔八〕外務主事

掌當弁他邦事務凡親戚存問贈答報告及賓客饗饗之事并管轄之外務分掌

之各員属焉

承輪司

掌奉承君意以告諭群臣凡禁令布告之事、普達内外令無稽滯

謁 者

掌接延賓客執達使命

行 人

掌使于四方宣達辭命

直 庁

掌直庁上佐謁者以達小使命

直 階

掌開闔庁扉及採納使幣

外給使

掌四心喚呼弁達小事及将内庁賓价之命

○執法職

大監察

掌遵奉 朝憲確守藩法糾察諸有司職務之勤惰治否及違服邪正之別及

議陟罰減否以達於執政以論覈可否凡百典刑無所不綏以助闔藩政令

監 察

掌副大監察以輔其治凡禁令布告及表聞告訴申稟請謁之事、皆為裁判事

無細大伺察考究以均藩内政令兼掌喪服令

按 察

掌承奉親命及二監之密令按察百事以密報上封事

監台驅使

掌承受二監之命令執監台之庶務及巡警驅使之事兼門監譏察出入

監卒

掌日夜巡警之事專充監台給使兼外内庭洒掃及喝道接引等之事

○軍政職

軍政主督

掌軍務政令凡裁制軍旅之庶事軍務分掌之各員屬焉

副事兼大衛騎督

掌副貳主督以參預軍政及管知馬政領大教衛新教衛

軍監兼新衛騎督

掌監督軍務及軍興貸糧之事、凡出軍監其功勞察、其勤惰以議誅賞之典

領先驅

隊長

掌教師士卒整齊隊伍臨機應變處分其宜

大教衛

新教衛

右士班散員各隨才能以充戰士銃隊分直各衛

執馭

掌精練群馬馭養之事、以整頓厩閑之庶事

先驅

掌給先導驅逐之役各撰才能以充戰士銃隊分直各衛

折衝隊兼親衛隊

撰拔兩教衛先驅及各班散官以充之、就中隨技芸才能以分掌司令嚮導押
伍及鼓笛囉叭之各手器械幹事等之事

撒兵隊

銃兵隊

練習鄉兵撰拔精熟以補二隊之員

以上

藩内之法分建三職使其部類屬之凡百之事務亦推其類以修其職以助藩治約略如

此

明治二年歲次己巳春正月

(封入史料1)

覺

一、職掌御免願書写

四通

一、藩治職制附職班表

一袋

一、從來支配地惣高并

一袋

一、現米諸稅五ヶ年平均取調

一袋

一、士卒人員并從前祿扶持取調

一袋

右之通、奉入御内覽候、以上

十一月廿四日

明治二年春正月改

職政軍		職法執		職政為							職班表			
司戮局	軍務局	折訟台	監察台	外務司	後房司	内務司	會計寮	保民寮	教学館	政府	職秩六十石	定禄三十石	春班上列	
不常置有事則軍局撰之	主督	不常置有事則監台撰之	大監察						主督	副執政 公議人	職秩五十石	定禄二十石	中列	
	副事 大衛騎督		監察		主事	主事	主務		公用人	参政	職秩四十石	定禄三十石	下列	
	軍監 新衛騎督			主事			副務		伴読	少参政	職秩三十五石	定禄二十石	夏班上列	
	隊長			承諭司 謁者	副事	内庫令			掌教			職秩二十五石	定禄二十石	中列
			按察	行人		近侍	大勘査					職秩十五石	定禄二十石	下列
							厨宰	保民参務		録事		職秩十三石	定禄十五石	秋班上列
	大教衛 執駈		下邸司			内豎	監査 邑宰	營繕	助教			職秩十石	定禄十五石	中列
	新教衛		監台驅使	直庁	房監	茶博士 侍直	司職 徒長		幹事	筆吏		職秩五石	定禄十五石	下列
	先驅		捕亡使	直階	房直	内給使	監膳 庖人	属掌		筆吏試補		職金十両	定給一人口	冬班上列
				外給使	主鑰							職金八両	定給一人口	中列
					監卒			使卒				職金五両	定給一人口	下列

但一石一俵

(朱書)

四斗俵也

(朱書)

(封入史料2)

【史料2】

(表紙)

一、士卒人員并従前禄扶持取調 吉井藩

春班 定禄三十石

夏班 定禄二十石

上列 欠員

上列

中列

一、少参政

中列

一、執政 須田修介

兼後房主事 山根八郎

一、謁者兼行人 松本苞

職秩 六十石

職秩 四十石

職秩 二十石

高合 九十石

高合 六十石

高合 四十石

一、副執政 増尾新兵衛

一、外務主事 酒井平左衛門

一、内庫監 中村多門

職秩 五十石

職秩 三十五石

職秩 二十石

高合 八十石

高合 五十五石

高合 四十石

下列

一、少参政

一、内庫監 花崎甚内

一、参政

保民兼會計主務 小原央

職秩 二十石

保民兼會計主務

職秩 四十石

高合 四十石

職秩 四十石

高合 六十石

一、保民兼會計主務 白田弥六郎

高合 七十石

一、少参政

職秩 四十石

一、参政

監察 河野賢蔵

高合 六十石

公用人 長野八十四郎

職秩 四十石

一、保民會計副務

職秩 四十石

高合 六十石

兼司金

田口京右衛門

高合 七十石

一、少参政

職秩 三十五石

一、大衛騎督

兼軍監新衛騎督 小原緑

外務主事 山田角左衛門

職秩 三十五石

一、謁者兼行人 酒井蒨

兼公用副事

高合 五十五石

職秩 二十石

- | | | | | | |
|---------|---------|----------|--------|---------|---------|
| 高合 四十石 | 須田源蔵 | 一、大勘査兼尉宰 | 勝野儀兵衛 | 一、大教衛 | 小高植三郎 |
| 一、近侍 | 職秩 十五石 | 高合 三十五石 | 定祿十五石 | 職秩 十石 | 高合 二十五石 |
| 高合 三十五石 | 秋班 | 一、録事兼承諭司 | 黒田収 | 高合 二十五石 | 一、大教衛 |
| 一、内庫監 | 齊藤嘉兵衛 | 一、近侍 | 相浦源三郎 | 職秩 二十石 | 高合 三十五石 |
| 職秩 二十石 | 高合 四十石 | 高合 三十石 | 片桐善二 | 一、勘査兼徒長 | 黒本嘉十郎 |
| 一、内庫監 | 山根深造 | 一、近侍 | 職秩 十五石 | 職秩 十石 | 高合 二十五石 |
| 職秩 二十石 | 高合 四十石 | 高合 三十石 | 泉崎寛次 | 一、大教衛 | 増尾留三 |
| 一、近侍 | 笹田広吉 | 一、近侍 | 職秩 十五石 | 高合 二十五石 | 一、大教衛 |
| 職秩 十五石 | 高合 三十五石 | 高合 三十石 | 武庫静 | 職秩 十石 | 松野鍊七 |
| 一、近侍 | 小林次郎 | 一、枚隊長 | 岩鼻県少属 | 一、執馭 | 高合 二十五石 |
| 職秩 十五石 | 高合 三十五石 | 職秩 二十石 | 萩原惣左衛門 | 職秩 十石 | 高合 二十五石 |
| 一、房監 | 宮下良助 | 一、謁者兼行人 | 職秩 二十石 | 一、宮繕主務 | 齊藤直紀 |
| 職秩 五石 | 高合 二十五石 | 高合 三十五石 | 古山清 | 職秩 十石 | 高合 二十五石 |
| 一、下郎司 | 和佐庄五郎 | 一、隊長 | 職秩 二十石 | 一、大教衛 | 田口繁之助 |
| 職秩 十石 | 高合 三十石 | 高合 三十五石 | | 職秩 十石 | |

中列
高合 二十五石
職秩 五石
高合 二十石
一、房直
職給 十兩
武藤良 蔵

一、保民參務兼司金 櫛 嶋丹 治
職秩 十三石
一、監台驅使兼捕亡使種 村民之進
職秩 五石
一、勘查兼徒長 井 桁理 一郎
職秩 十石

高合 二十八石
外養廉料忝人扶持
一、監台驅使 豊 川猪左衛門
高合 二十石
一、侍 直 辻 銀次郎
職秩 五石

一、司藏監膳 堀 越惣兵衛
職秩 五石
高合 二十石
一、故保民參務 高山弘 介
職秩 五石
高合 二十石

一、勘查兼徒長 中 兵四郎
職秩 十石
職秩累給
一、厨 宰 高橋 糺
高合 二十五石
職秩 十三石

高合 二十五石
一、近侍 中村邦三郎
外養廉料忝人扶持
一、保民參務 小林新 吾
職秩 十五石

一、大教衛兼補亡使 中村五 郎
職秩 十石
高合 三十石
一、教学館幹事 武庫義 輔
職秩 十三石

高合 二十五石
一、近侍 須田文次郎
職秩 五石
外養廉料忝人扶持
一、監台驅使 宮下周 蔵
職秩 十五石

高合 三十石
一、新教衛 花崎守 造
職秩 五石
高合 二十石
一、筆 吏 勝野豊次郎
職秩 五石

一、勘查兼徒長 武藤雄次郎
職秩 十石
高合 二十石
一、新教衛 神宮 登
職秩 五石

高合 二十五石
一、新教衛 神宮 登
職秩 五石
高合 二十石
一、勘查兼徒長 小林省 吾

一、筆 吏 竹本常 助
高合 二十石

- 職秩 十石
- 高合 二十五石
- 外養廉料忝人扶持
- 一、勘査兼徒長 高橋新之助
- 職秩 十石
- 高合 二十五石
- 外養廉料忝人扶持
- 一、侍直 田中吉次郎
- 職秩 五石
- 高合 二十石
- 一、侍直試補 内貴寅 吉
- 職給 十兩
- 一、監台驅使兼補亡使横山源吾
- 職秩 五石
- 高合 二十石
- 一、監台驅使 中弥一郎
- 職秩 五石
- 高合 二十石
- 一、先驅 酒井四郎
- 職給 十兩
- 一、先驅 遠藤於兔二
- 職給 十兩
- 一、監台驅使兼補亡使中村勇
- 職秩 五石
- 高合 二十石
- 一、教学館幹事 小林義夫
- 職秩 五石
- 高合 二十石
- 一、保民属掌 棚嶋福七郎
- 職給 十兩
- 一、侍直試補 豊川録次郎
- 職給 十兩
- 冬組 原給忝人扶持
- 上列
- 一、保民属掌 小林金平
- 職給 十兩
- 外養廉料忝人扶持
- 一、監台驅使兼補亡使板倉栄次郎
- 職秩 五石
- 一、先驅 大野興吉
- 職給 十兩
- 一、庖人兼監膳 田口助左衛門
- 職給 十兩
- 一、直階 荒川万之進
- 職給 十兩
- 一、先驅 小柏啓蔵
- 職給 十兩
- 一、保民属掌 小林兵吉
- 職給 十兩
- 外養廉料忝人扶持
- 一、筆吏試補 堀越達蔵
- 職給 十兩
- 一、先驅 小林午助
- 職給 十兩
- 一、先驅 小林延之助
- 職給 十兩
- 一、保民属掌 広瀬徳七郎
- 職給 十兩
- 外養廉料忝人扶持
- 一、教学館幹事 門井糸輔
- 職秩 五石
- 一、主鑰 清水植蔵
- 職給 八兩
- 一、外給使 神崎善三郎
- 職給 八兩
- 一、外給使 戸田七郎
- 職給 八兩
- 一、先驅 福原米次郎
- 職給 十兩

一、先駆 職給 十両	松原孝一郎	一、外少使 職給 四両	藤井徳弥	一、三人扶持	若林春台
一、直階 職給 十両	高野啓助	一、外少使 壹人扶持 職給 四両	相原清齐	一、金三十両儒者 五人扶持	佐原貞一
一、筆吏試補 職給 十両	小林誠一郎	一、主鑰 職給 八両	中村源助	一、貳人扶持 劍道師範 外金七両	崎山五郎兵衛
一、捕亡属掌 職給 十両	岸田半造	一、主鑰 職給 八両	小高丈助	一、金六十七両式分 三十人扶持	足輕二十人
中列		下列		一、金十九両壹分 十人半扶持	足輕場合七人
一、捕亡属掌 職給 八両	樋口吉平	一、監卒 職給 五両	黒沢正吉	一、金十四両壹分式朱大 七人扶持	工式 人
一、營繕属掌 職給 八両	森田豊之助	一、後房使部 職給 五両	木村三右衛門	一、金七両式分 三人扶持	仕事師式 人 割場方式 人
一、外給使 職給 八両	田中清三	一、監卒 職給 五両	高橋兼次郎	一、金貳百二十三両式分 六十二人半扶持	支配所東京邸役所向下 部廐小者下部門番諸人
一、外給使 職給 八両	岸田季郎	准下列		一、百人扶持	等都而下部五十九人
一、外給使 職給 八両	田口熊三郎	一、足輕小頭 職給 四両	小柏伴右衛門	一、百人扶持	銃兵四十四人 郷兵五十六人
一、外給使 職給 八両	荒川六助	醫師		一、五人扶持	同断小頭貳人手当 ノ百人
一、外給使 職給 八両	平石一郎	一、五人扶持	藤田通徳	一、金貳両	
一、准先駆 職給 八両		一、三人扶持	飯田一泡	一、金三十七両式分	召仕女中
		一、三人扶持	六崎玄意	十式人半扶持	扶持給金

一、金五十五兩三分三朱 右同断月々諸色

錢五百九文 小渡物代

一、金貳百五十壹兩貳分壹朱 下部一同月々小

錢五百三拾壹文 渡物壹ヶ年寄高

現米九石六斗

一、現米二十五石五斗四升 兩國支配所村々名

主給

一、金貳兩 割元給

隱居幼年手当其外從前遣置候扶持類

一、五人扶持 頼入儒者佐倉藩
金十五兩 倉田 務

一、貳人扶持 隱居 長野 悠 翁

一、貳人扶持 幼年 堀 越英三郎

一、貳人扶持 戰死 伊 東長三郎 母

一、金五兩 戰死 吉 田春 吉 倅

一、金壹兩 勤学手当

一、金壹兩 櫻 嶋福七郎

一、金壹兩 同 荒川六 助

一、現米十三石三斗 銀主用達共并出入用聞之

者夫々手当米

一、六人半扶持 東京邸出入扶持

一、金九十一兩壹分 一年持辻番一ヶ所番人
現米八石壹斗 扶持并一ヶ年諸入用

一、現米十一石 足輕其外夫々勤向二寄
手当米

一、定祿

千貳百五十五俵 但四斗入

此現米五百貳石

三千八百七十人扶持 但壹ヶ年寄高

此現米五百八十石五斗

但壹ヶ月三百二十二入半

現米三十五石壹斗四升

金七百十八兩貳朱

錢壹貫四十文

此寄 現米千百十七石六斗四升

金七百十八兩貳朱

錢壹貫四拾文

一、職秩 扶持 金

千百貳十九俵 但四斗入

此現米四百五十壹石六斗

九十六人扶持 但壹ヶ年寄高

此現米十四石四斗

但壹ヶ月八人扶持

金三百三十三兩

此寄 現米四百六十六石

金三百三十三兩

一、隱居幼年手当其外從前遣置候扶持類

貳百五十貳人扶持 但壹ヶ年寄高

此現米三十八石七斗

但壹ヶ月二十一人半

現米貳十四石三斗

金貳十貳兩

此寄 現米六十三石

金貳十貳兩

惣高合

現米千六百五十四石七斗四升

此俵三千九百三十九俵三斗六升

但四斗貳升入

金千百六十四兩壹分貳朱

錢壹貫四拾文

右之通御座候、以上

明治二己巳年十月改

吉井藩

【史料3】

(表紙)

「従来支配地惣高并現米諸税五ヶ年平均取調 吉井藩」

拝領高

一、高壹万石 上野国之内
上総国之内

外

高千四百九拾四石二斗九升九合三夕 物成詰込高

合高壹万四千四百九拾四石二斗九升九合三夕

元治元甲子年

一、米貳千五百五拾石八斗二升九合六夕

田方

此俵五千二百二拾壹俵九合六夕 四斗二升入

一、金千三百六拾六両壹分 永百三拾六文八分二厘 畑方

一、金二拾三両壹分 永百四拾八文壹分 雑税

同二乙丑年

一、米二千七百七拾六石壹斗二升九合八夕

田方

此俵五千八百八拾壹俵壹斗九合八夕 四斗二升入

一、金千三百六拾六両壹分 永七拾四文九分二厘 畑方

一、金二拾五両三朱 永五拾文 雑税

慶応二丙寅年

一、米千六百七拾六石五斗四升七合六夕

田方

此俵三千九百九拾壹俵三斗二升七合六夕 四斗二升入

一、金千三百六拾五両三分 永八拾八文六分二厘 畑方

一、金二拾五両三朱 永五拾文 雑税

同三丁卯年

一、米二千二拾七石八合

田方

此俵四千八百二拾六俵八升八合 四斗二升入

一、金千三百六拾五両 永四拾四文四分二厘 畑方

一、金二拾五両三朱 永五拾文 雑税

明治元戊辰年

一、米千八百七拾九石五斗五升六合四夕

田方

此俵四千四百七拾五俵五升六合四夕 四斗二升入

一、金千三百六拾五両二分 永百七拾八文四分二厘 畑方

一、金二拾六両三朱 永五拾文 雑税

右之寄

一、米九千九百拾石七升壹合四夕

此俵二万三千五百九拾五俵壹斗七升壹合四夕

一、金六千八百二拾九両壹分 永二拾三文二分

一、金百二拾五両壹分壹朱 永三拾五文六分

此平均壹ヶ年

田方 米千九百八拾二石壹升四合二夕八才

此俵四千七百拾九俵三升四合二夕八才

畑方 金千三百六拾五両三分 永百四文六分四厘

雑税 金二拾五両壹朱 永七文壹分二厘

【史料4】

〔^{付紙}吉井信發一万二千俵頂戴之書付〕

一万二千俵

右ハ末家前（吉井信發）從四位勤中功劳之賞として、旧幕府（吉井信發）其身一生被遂候、尤右之

品無之而ハ藩立行兼候二付、無拠旧年は迄之通り拜領奉願候処、其節之

御沙汰ニ先在来之通り被下、追而何分之御沙汰可有之旨、旧冬御達し二而、

已ニ当年も頂戴仕候事ニ御座候事

十二月廿三日

（三条美美）
右大臣殿

（鷹司輔熙）
輔熙

權大参事 白田束

右は今般私儀知事職 御免奉願上候情実同様之次第ヲ以 御免奉願上

度申出候間、私同様職掌 御免被成下置候様、此段奉願上候、以上

十一月

弁官御中

吉井從四位信謹

【史料7】

〔^{付紙}別紙 壹通〕

別紙

方今内外御多事ノ折柄、公費莫大ニシテ自カラ国用不給加之、庶民窮号ノ

声達 九重無勿体モ御減膳ノ旧典ヲ被為奉候ハ、実以恐入候次第第二奉存

候、斯非常ノ御時節ニ当リテ、臣信謹儀幼弱不才ノ身ヲ以テ重任ヲ蒙リ罷

在候テハ、一日モ安カラサル儀候間、是迄管轄ノ士民弥以テ 朝廷御支

配ニ奉願度、左候節ハ、自然冗費少ニモ罷成、小有余出来可申、是レ以テ

主上御憂勞ノ万一ヲ安慰シ奉ルニ足ラスト雖モ或クハ下民御救助ノ緒余ニ

モ充ラレ候ハ、如何計難有奉存候、去迎泛々帰着モ無之、願上候テハ、却

テ奉恐入候間、同国岩鼻県工総テ附属為仕、勿論邑土モ其支配ニ込入候得

ハ、別段御手数モ無之、聊県ノ兵備モ相立可申、兼テ承聞仕候ニ、県ニモ

更ニ兵隊無之テハ往々不都合ノ儀モ有之趣、別シテ人民慄悍ノ土俗差当リ

御出費ニ及ハス、且他県エノ響キニ至ラス守衛ノ兵隊出来候ハ、是又一

挙兩得ノ儀ト奉存候、左様被 仰付候上ハ臣信謹乍不及勉業仕、稍成業

ノ後尚又相応ノ御奉公モ仕度、右ハ既ニ養父エモ申談候処、是モ素願ノ由

ニ付、何卒此段御許容被下置候様、俯伏奉懇禱候、以上

【史料6】

〔^{付紙}奏任御免願書 壹通〕

弁官御中

吉井從四位信謹

十一月

被下置候様奉冀望候、誠懼再拜

十一月

御沙汰

願之通

願書

壹通

【史料6】

〔^{付紙}奏任御免願書 壹通〕

大参事 須田修 介

權大参事 増尾新兵衛

十一月
弁官御中

吉井従四位信謹

追而御厭專一奉存候、呉々も此間中々度々御手数数奉懸、何とも奉恐縮候へとも、万一意外之故障有之候而ハ、是までの寸忠水の泡ニも可相成候、依而入念之余り御面倒奉懸如ハ不悪御推察奉希候、以上

(三条実美)
相公閣下

信発拝

【史料8】
〔付録〕宗室鷹司家添願書写〕

謹惟二天下非常ノ時アリテ、然ル後非常ノ事之アルヘキハ当然ノ理ニシテ、且其臣子タルモノ才不才ニ拘ラス寸尺大小ヲ論セス、皇国ノ為メ各其見込ニヨリテ、報效ヲ可存ハ勿論ノ事タルヘシ、然ル処今般末家吉井信謹藩知事職 御免願上度趣一応其情実聞糺シ候処、尤之様被存候ニ付、何卒其微哀貫徹為仕度存候間、末家願之通、免許ノ御沙汰被 仰付候様於臣輔熙も奉懇請候、以上

十一月

(鷹司輔熙)
輔 熙

弁官御中

【史料9】

謹奉拝礼候、追日寒氣弥増候処、先以愈御勇勤被為涉奉恐賀候、然は過日ハ推参之処、早速拝顔被仰付辱奉存候、併御繁用中何も奉恐縮候、扱て昨日尚又参 (岩倉具視) 内岩倉公え拝顔万々御内談申上候処、此度差出候願書並二諸書付類、極内ニ以前内見致し度、依而 (見せ消し) 貴君迄内々差出し置候様、左すれハ、御両公ニ而得と御内談被成度度旨極内御沙汰ニ付、則取揃へ内々差出し候間、何卒岩倉公え右之趣御伝へ、御両君御内見宜敷御差図被下候様幾重ニも奉希候、右は用々迄宜敷如此候、恐々謹白

十一月廿四日

(吉井信発)
信 発